

役員報酬規程

平成20年 4月 1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本産業機械工業会の常勤役員（以下、「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬体系)

第2条 役員報酬は、月額報酬及び賞与とする。

(月額報酬)

第3条 役員報酬は、職位に応じて70万円から120万円の間とし、会長が決定した額とする。

(賞与支給額の決定)

第4条 役員賞与は、月額報酬に支給率を乗じて算出する。

2 支給率は収支の状況、会員企業及び経済社会状況を総合的に勘案して、会長が決定する。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、支給日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支給する。

(1) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。

(2) 賞与の支給日は、当年6月及び12月の別途定める日とする。ただし、その年の6月1日及び12月1日に在籍する者に支給する。

2 役員死亡、退任その他特別な事由がある場合は、前項の支給日以外の日以前に前項の給与を支給することがある。

(報酬の日割り計算)

第6条 役員が退任し、又は死亡した場合のその月の報酬額、及び賞与支給対象期間中に退任し、又は死亡した時の賞与は、全額支給する。ただし、新たに就任した月の報酬額は、日割り計算とし、又、賞与支給対象期間中に新たに就任した時の賞与は、月割り計算とし、日割り計算により精算する。

(その他手当)

第7条 月額報酬及び賞与とは別に、通勤手当を支給する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。